第二十一条の二第一項中「課された所得税額」の下に「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額」を加え、「第四十一条の十二第四項及び」を「第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び」に、「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、「第三条の三第五項」の下に「、第六条第三項」を「第九条の二第四項」の下に「、第四十一条の九第四項」を加え、「及び第四十一条の十二第四項及び」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に改め、「当該所得税額」の下に「及び復興特別所得税額」を加え、同条第二項中「課された所得税額」の下に「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額」を、「第三条の三第五項」の下に「、第六条第三項」を、「第九条の二第四項」の下に「、第四十一条の九第四項」を加え、「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に、「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、「当該所得税額」の下に「及び復興特別所得税額」を加える。

第二十四条の六第一項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第二項第一号中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の十第五項」を「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加える。

第二十四条の七第一項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える。

第三十五条の十七第一項中「本条」を「この条」に改め、「額とする。」の下に「）の十七分の十に相当する額（」を加え、「百分の〇・五五」を「百分の〇・五〇」に改める。

第三十五条の十九第一項中「按分し」を「按分し」に改める。

第三十六条の七の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の四第一項第四号の二の政令で定める者）

第三十六条の七の二　法第七十三条の四第一項第四号の二に規定する政令で定める者は、社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次条から第三十六条の十までにおいて同じ。）以外の者で児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の認可を得たものとする。

第三十六条の八の見出し中「第七十三条の四第一項第四号の二」を「第七十三条の四第一項第四号の三」に改め、同条第一項中「第七十三条の四第一項第四号の二」を「第七十三条の四第一項第四号の三」に改め、同項第三号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同条第二項中「第七十三条の四第一項第四号の二」を「第七十三条の四第一項第四号の三」に改め、同項第一号中「（日本赤十字社を含む。以下この条から第三十六条の十まで及び第三十六条の十二において同じ。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の四第一項第四号の四の政令で定める者）

第三十六条の八の二　法第七十三条の四第一項第四号の四に規定する政令で定める者は、学校法人及び社会福祉法人以外の者で就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項若しくは第三項の認定又は同法第十七条第一項の設置の認可を受けたものとする。

第三十六条の九（見出しを含む。）中「第七十三条の四第一項第四号の三」を「第七十三条の四第一項第四号の五」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者）

第三十六条の九の二　法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める者は、社会福祉法人以外の者で介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十七第一項の規定による市町村からの委託を受けたものとする。

第三十六条の十の見出し及び同条第一項中「第七十三条の四第一項第四号の七」を「第七十三条の四第一項第四号の八」に改め、同条第二項中「第七十三条の四第一項第四号の七」を「第七十三条の四第一項第四号の八」に改め、同項第六号中「小規模住居型児童養育事業」の下に「、病児保育事業、子育て援助活動支援事業」を加える。

第三十六条の十一（見出しを含む。）中「第七十三条の四第一項第四号の八」を「第七十三条の四第一項第四号の九」に改める。

第三十六条の十二を削る。

第三十七条の五第二項中「第三十八条第一項第二号に規定する」を「第三十九条第一項の」に改める。

第三十七条の九の二を次のように改める。

第三十七条の九の二　削除

第三十七条の九の十の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の四第一項第三十八号の建設線等）

第三十七条の九の十一　法第七十三条の四第一項第三十八号に規定する建設線のうち政令で定めるものは、同号に規定する建設線のうち国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものとする。

2　法第七十三条の四第一項第三十八号に規定する鉄道施設の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該施設の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一　事務所の用に供する不動産

二　宿舎（業務上宿舎を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舎を除く。）の用に供する不動産

第三十七条の十六第一号中「第三十七条の十八」を「第三十七条の十八第一項」に改める。

第三十七条の十八の見出し中「住宅」を「住宅等」に改め、同条中「次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する住宅で」を「新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅のうち」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2　法第七十三条の十四第三項に規定する地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

3　法第七十三条の十四第三項に規定する地震に対する安全性に係る基準として政令で定めるものは、既存住宅のうち次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一　当該住宅の取得の日前二十年（登記簿に記録された当該住宅の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の総務省令で定めるものである住宅にあつては、二十五年）の期間内に新築されたものであること。

二　昭和五十七年一月一日以後に新築されたものであること。

三　前項の基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

第三十九条第四号を削り、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「第七十三条の二十七の二第一項」を「第七十三条の二十七の三第一項」に改め、同号を同条第六号とする。

第三十九条の二第二項を削り、同条第三項中「第七十三条の十四第八項第三号」を「第七十三条の十四第八項第四号」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十九条の四（見出しを含む。）中「第七十三条の二十七の二第一項」を「第七十三条の二十七の三第一項」に改める。

第三十九条の五（見出しを含む。）中「第七十三条の二十七の五第一項」を「第七十三条の二十七の六第一項」に改める。

第三十九条の六（見出しを含む。）中「第七十三条の二十七の五第一項」を「第七十三条の二十七の六第一項」に改め、同条第一号中「本条」を「この条」に改め、同条第三号中「本号」を「この号」に改める。